

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

特定非営利活動法人新潟トラウマ治療協会(24通1)

団体代表者 役職・氏名

理事長・杉本篤言

法人番号

2110005017043

申請団体の住所

新潟県新潟市中央区花園一丁目4番6号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報 -----

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請し
ない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 コンソ アム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ アムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、 般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2 .本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

----- 4.事業情報の登録・事業県連書類の提出 -----

事業名

トラウマ(心的外傷)に関する治療費補助、治療普及、および地域拠点強化事業

複数選択

草の根活動支援事業
全国

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙 1 の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報					
申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	トラウマ(心的外傷)に関する治療費補助、治療普及、および地域拠点強化事業			
	事業名（副）	～すべての人にトラウマケアを～			
	団体名	特定非営利活動法人新潟トラウマ治療協会	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		①草の根活動支援事業			
事業の種類2		①-1全国ブロック			
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	○ ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	－ ⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	○ ④ 働くことが困難な人への支援
	○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	○ ⑥女性の経済的自立への支援
	－ ⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	－ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	－ ⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
3.すべての人に健康と福祉を	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	トラウマ(心的外傷)はうつ病や不安症などの精神疾患に強く関連し、15～39歳の死因第1位である自殺の大きな要因の1つである。本事業では、トラウマ治療費補助、治療普及、および地域拠点強化を行い、若年死亡率減少に寄与する。
3.すべての人に健康と福祉を	3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	トラウマは薬物乱用やアルコールの有害な摂取にも強い関連が示唆されている。本事業では、トラウマ治療費補助、治療普及、および地域拠点強化を行い、物質乱用の防止・治療にも寄与する。
1.貧困をなくそう	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	重度のトラウマ症状を持つ者は、対人恐怖(社交不安)のため外で働けず貧困となる。現状トラウマ治療は保険医療でのカバーが不十分であり、治療費を十分捻出できない者はいつまでも貧困から抜け出せない。本事業では、トラウマ治療費補助、治療普及、および地域拠点強化を行い、貧困者の減少にも寄与する。
16.平和と公正をすべての人に	16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	家庭内暴力、性被害、および児童虐待は重度のトラウマを引き起こし、自殺に関連する。本事業では、トラウマ治療費補助、治療普及、および地域拠点強化を行い、暴力に関連する死亡率減少にも寄与する。
16.平和と公正をすべての人に	16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	児童虐待、性的虐待、および家庭内暴力は重度のトラウマを引き起こし、自殺に関連する。本事業では、トラウマ治療費補助、治療普及、および地域拠点強化を行い、暴力に関連する死亡率減少にも寄与する。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	195/200字
申請団体は「すべての人にトラウマケアを」の理念のもと、貧困状態にある者へのトラウマ治療費補助、トラウマ治療に関する研修会・講演会等の開催、トラウマ治療の啓発・普及・広報、トラウマ治療の研究支援、などの活動を行っている。重度のトラウマ症状を持つ者は、対人恐怖(社交不安)のため働きに出られず貧困となり、治療費を捻出できない。これらの人々に寄付や助成金を財源とし、トラウマ治療費を補助している。	
(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
トラウマ治療を行ったカウンセリングルーム等に業務委託費として治療費を支給することで、貧困のため治療費を確保できない人も治療を受けられるシステムを構築し運用している。またトラウマ治療に関する研修会・講演会等を開催し、トラウマ治療者を増やす取り組みを行っている。ホームページ、SNS等でトラウマ治療に関する啓発・普及を行っている(一部業務委託)。今後は、実行団体への伴走支援による地域拠点強化も行う。	

II.事業概要

実施時期	(開始)	2025/4/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	新潟県および強化対象の地域拠点となる実行団体所在の地域を中心とした日本全土。	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	【治療費補助事業】エビデンス(科学的根拠)のあるトラウマ治療技法を用いてトラウマ(心的外傷)の治療を行うカウンセリングルーム、医療機関等。 【治療普及事業】トラウマ治療技法の研修、一般向けセミナー、ウェブサイト・SNS広報等で、トラウマ治療者を増やしたりトラウマ治療について周知したりする学会等の団体。【地域拠点強化事業】上記団体のうち伴走支援を希望する団体。					(人数) 5～10の実行団体。		
最終受益者	【①治療費補助事業】実行団体(トラウマ治療を行うカウンセリングルーム、医療機関等)で治療を受ける貧困のクライアント、患者等。【②治療普及事業】研修参加者、セミナー参加者、ウェブサイト・SNSの閲覧者等。【③地域拠点強化事業】上記のうち、伴走支援を受けた実行団体の受益者。					(人数) ①5000人程度 ②10万人程度 ③5～10万人程度		
事業概要	【治療費補助事業】重度のトラウマ(心的外傷)症状を持つ者は、対人恐怖(社交不安)のため働きに出られず貧困となり、治療費を捻出できずトラウマと貧困の連鎖から抜け出せなくなる。資金分配団体の定義する貧困状態にある者に、実行団体がEMDR、TF-CBT、IFS、TSプロトコール、TFT、SE等のエビデンス(科学的根拠)のあるトラウマ治療技法を用いてトラウマ(心的外傷)の治療を行う場合、クライアント・患者等の自己負担分(上限あり)を資金分配団体が業務委託費として補助する(1実行団体/年につき上限1000万円)。 【治療普及事業】実行団体がトラウマ治療者を増やすために、エビデンスのあるトラウマ治療技法についての研修・トレーニング等を行う際に、その会費、人件費、講師謝金、講師旅費等の費用を支給する(1実行団体/年につき上限100万円)。実行団体がトラウマ治療の周知・普及・広報の目的で一般向けセミナー、ウェブサイト・SNS広報等を行う際に、その会費、人件費、講師謝金、講師旅費等の費用を支給する(1実行団体/年につき上限100万円)。 【地域拠点強化事業】上記事業を行う実行団体が地域拠点となることを目指し、各事業の企画、運営等についての伴走支援を希望する場合、資金分配団体が各事業の企画・運営等について指導・スーパーバイズ等のサポートを行い、地域拠点強化を図る。							

583/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	972/1000字
虐待、親との別離、暴力の目撃、家族の精神疾患、家族の服役などの逆境的小児期体験（Adverse Childhood Experience：ACE）が、アルコール依存、薬物乱用、うつ病、自殺企図などの精神状態のみならず、喫煙、性感染症、重度の肥満、虚血性心疾患、がん、慢性肺疾患、骨折、肝疾患などの健康リスクにまで関連すると報告されており(Felitti et al., 1998)、トラウマ(心的外傷)の将来への悪影響の強さが示されている。フラッシュバック、解離(ぼーっとする、記憶障害、二重～多重人格)、回避(交通事故後に車に乗れなくなるなど)、うつ、過剰な不安、過剰な怒り、不眠、悪夢、自傷、希死念慮、自殺企図、幻視、幻聴、依存など様々な症状がトラウマによって生じるが、薬物療法は対症療法にしかならず、回復のためにはトラウマ治療が必須である(杉山, 2021)。しかし、重度のトラウマ症状を持つ者は、対人恐怖(回避症状の1つ)などのため働きに出られず貧困となり、治療費を捻出できないためトラウマと貧困の連鎖から抜け出せなくなる。このため、貧困の状態にある者にもトラウマ治療を提供できるシステム、具体的には治療費補助の制度が必要である。 また、トラウマ症状を持つ者の多さに比して十分な知識と経験を有するトラウマ治療者は極端に少なく、このような治療者を増やすため、治療技法の研修・トレーニング等を数多く行う必要がある。また、トラウマ症状やトラウマ治療についての一般層への知識の普及が不十分であり、症状を有していてもその原因がトラウマであると気づいていない者、治療できる症状だと知らない者、なども多い。このため、一般向けのセミナーやウェブサイト・SNS等での正しい知識の普及・広報の活動が必要である。また、トラウマ症状を有する者は激しい症状を呈する場合があり治療者にとってもこれらの者を治療することはハードルが高い。このため、必要な研修を受けエビデンスのあるトラウマ治療技法の治療資格を有しているにもかかわらず、積極的にトラウマ治療を行っていない者も多い。このため、自ら積極的にトラウマ治療を行いトラウマ治療者を増やすための研修・トレーニングも行い、一般向けセミナーやウェブサイト・SNS広報等も行う地域拠点となりうる施設・機関が必要である。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	198/200字
これまで、犯罪被害者支援、性被害者支援、DV被害者支援、交通事故被害者支援、災害被災者支援等々、様々な取り組みがなされているが、トラウマ治療についての具体的な対策は不十分である。2024年の診療報酬改定で、心的外傷に起因する症状を有する患者に対する心理支援加算が新設され、トラウマ治療の必要性がようやく認められたが、治療頻度、治療時間、治療技法、治療者の習熟度等様々な面で制度として不十分である。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	199/200字
申請団体では、既定の貧困状態にある新潟県在住者がトラウマ治療を受ける際の治療費補助を行っている。2024.3.23にはトラウマ治療に関する一般向けの講演会を行い、会場101名、オンライン205名の参加があり、アーカイブ動画視聴希望の寄付者も225名あった。今後、トラウマ治療技法の研修も計画している。ウェブサイト・SNS広報活動として、「#すべての人にトラウマケアを」の語を含む投稿を推奨している。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	197/200字
申請団体はこれらの取り組みを自己財源(個人・法人からの寄付、各種助成金など)で賄っているが、現在の規模では1地方都市(新潟)をカバーするのが限界である。しかし上記の背景・課題は全国規模のものであり、全国での取り組みを実現するためには、より大きな財源と多くの地域拠点が必須である。休眠預金等交付金に関わる資金の活用により、多くの実行団体を支援し、地域拠点を強化し、活動を全国に広げることができる。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
伴走支援を通し、全国10か所の実行団体を地域拠点として強化する。中長期的には各地域拠点が、治療費補助、治療普及、地域拠点強化の3事業を自力で行えるようにサポートしていく。また、寄付や助成金に依存した財源は望ましくないため、トラウマ治療は保険医療で賄うべきという点を訴えていく。2024年診療報酬改定での心理支援加算新設は画期的であるが、さらなる診療報酬充実を訴え、寄付や助成金に加え保健医療でもトラウマ治療を支える制度の構築を目指す。一方、社会で他の人と変わりにくく働いており一見何の問題もないように見える人でも実はトラウマを抱えている者は少なくない。このような軽症ケースも治療により今までトラウマのために避けていた仕事をできるようになるなど社会生活のパフォーマンス向上が望める。治療普及事業の一環として、貧困や重度のトラウマ症状をもつ者だけでなく、このような軽症ケースも気軽に治療を受けられるようトラウマインフォームドケアの考えとともに「すべての人にトラウマケアを」の意識を全国民に広めていく。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態	
助成期間終了までに全実行団体の合計として、延べ10,000名のトラウマ治療費の補助を行う。10の実行団体がそれぞれ期間内に100名の治療を行い、1人に概ね10セッションのトラウマ治療を想定している。		実際に実行団体においてトラウマ治療を受けたクライアントや患者の人数×セッション数をカウントする。		本助成金を利用したトラウマ治療費補助については初期値はゼロである。			全実行団体の合計として、トラウマ治療費の補助を受けたクライアントや患者が延べ10,000名となる。	99, 48, 33/100字
助成期間終了までに全実行団体の合計として、トラウマ治療者を増やすためのトラウマ治療技法の研修会を20回開催する。10の実行団体がそれぞれ期間内に2回ずつ研修会を開催することを想定している。		実際に実行団体において開催したトラウマ治療技法の研修会をカウントする。		本助成金を利用した開催については初期値はゼロである。			全実行団体の合計として、開催した研修会が20回となる。	94, 35, 26/100字
助成期間終了までに全実行団体の合計として、一般向けのセミナーを20回開催する。10の実行団体がそれぞれ期間内に2回ずつ研修会を開催することを想定している。		実際に実行団体において開催したトラウマ治療技法の研修会をカウントする。		本助成金を利用した開催については初期値はゼロである。			全実行団体の合計として、開催した研修会が20回となる。	77, 35, 26/100字
助成期間終了までに全実行団体の合計として、啓発・普及にかかるウェブページを10(10の実行団体が各1)作成・公開する。		実際に実行団体において作成・公開したウェブページをカウントする。		本助成金を利用した開催については初期値はゼロである。			全実行団体の合計として、作成・公開したウェブページが10となる。	59, 32, 26/100字
助成期間終了までに全実行団体の合計として、「#すべての人にトラウマケアを」の語を含むSNS投稿を3000(10の実行団体が年間100件を3年)投稿する。		実際に実行団体において投稿したSNS投稿をカウントする。		本助成金を利用した開催については初期値はゼロである。			全実行団体の合計として、SNS投稿が3000となる。	76, 28, 26/100字

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配団100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態	
伴走支援として、助成期間終了までに全実行団体の合計として、延べ100件のトラウマ治療に関するスーパーバイズを行う		実際に行ったスーパーバイズをカウントする。		資金分配団体としての初期値はゼロである。			実際に行ったスーパーバイズが100件となる。	56, 21, 20/100字

伴走支援として、助成期間終了までに全実行団体の合計として、延べ10件のトラウマ治療技法の研修会開催のノウハウ伝達を行う。	実際に行ったノウハウ伝達の件数をカウントする。	資金分配団体としての初期値はゼロである。	実際に行ったノウハウ伝達が10件となる。	60, 23, 20/100字
---	--------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援	時期	
		0/200字
		0/200字
		0/200字
		0/200字
		0/200字
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略		0/200字
連携・対話戦略		0/200字

VI.出口戦略・持続可能性について

助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体		0/400字
実行団体		0/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	0/800字
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	0/800字

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数		
(2)実行団体のイメージ		0/200字
(3)1実行団体当り助成金額		0/200字
(4)案件発掘の工夫		0/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割						0/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用			新規採用人数 (予定も含む)		名	
		名	既存PO人数		名	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制						0/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2025/04/01 ~ 2028/03/31	
資金分配団体	事業名	トラウマ(心的外傷)に関する治療費補助、治療普及、および地域拠点強化事業 ~すべての人にトラウマケアを~	
	団体名	特定非営利活動法人新潟トラウマ治療協会	

	助成金
事業費	112,000,000
実行団体への助成	108,000,000
管理的経費	4,000,000
プログラムオフィサー関連経費	4,000,000
評価関連経費	4,000,000
資金分配団体用	4,000,000
実行団体用	0
合計	120,000,000

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	1,000,000	37,000,000	37,000,000	37,000,000	112,000,000
実行団体への助成	0	36,000,000	36,000,000	36,000,000	108,000,000
－					
管理的経費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	500,000	500,000	500,000	500,000	2,000,000
その他経費	500,000	500,000	500,000	500,000	2,000,000

3. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
資金分配団体用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
実行団体用	0	0	0	0	0

4. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	3,000,000	39,000,000	39,000,000	39,000,000	120,000,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	28,000,000	80.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2024年度	4,000,000	寄付	D:計画段階	これまでの寄付額から予想される概ねの寄付額
2024年度	3,000,000	助成金	D:計画段階	これまでに取得した助成金から予想される助成額
2025年度	4,000,000	寄付	D:計画段階	これまでの寄付額から予想される概ねの寄付額
2025年度	3,000,000	助成金	D:計画段階	これまでに取得した助成金から予想される助成額
2026年度	4,000,000	寄付	D:計画段階	これまでの寄付額から予想される概ねの寄付額
2026年度	3,000,000	助成金	D:計画段階	これまでに取得した助成金から予想される助成額
2027年度	4,000,000	寄付	D:計画段階	これまでの寄付額から予想される概ねの寄付額
2027年度	3,000,000	助成金	D:計画段階	これまでに取得した助成金から予想される助成額

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		特定非営利活動法人新潟トラウマ治療協会	
郵便番号		9510086	
都道府県		新潟県	
市区町村		新潟市中央区花園1丁目	
番地等		4番6号	
電話番号		025-227-2213	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.npotraumatreatment.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2024/01/16	
法人格取得年月日		2024/01/16	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	スギモト アツノリ
	氏名	杉本 篤言
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	0
無給 [人]	3
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 正会員 [団体数]	0
団体会員 その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	101
ボランティア人数(前年度実績) [人]	13
個人正会員 [人]	11
個人その他会員 [人]	77

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	AEF(Alliant Educational Foundation)の第一回西尾和美パイオニア助成金に採択され助成金7000ドル(=約100万円)を得た。これをもとに、現在、貧困状態にある者のトラウマ治療費補助等を行っている。 https://www.allianted.org/2023/12/december-2023-brief-news-notes/

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（書写1～3）は削除のうえ書写1より入力してください。

- 【各欄の入力方法と注意点】

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必	任
---	---

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	トラウマ(心的外傷)に関する治療費補助、治療普及、および地域拠点強化事業 ～すべての人にトラウマケアを～
団体名:	特定非営利活動法人新潟トラウマ治療協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
①規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
②申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
③過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
④以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第24条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第25条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第24条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第23条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第28条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第29条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第33条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第34条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第33条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第34条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第32条	
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第36条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第38条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第37条	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	全体	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第15条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員名簿	全体	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	なし	なし	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

特定非営利活動法人新潟トラウマ治療協会
定 款

令和5年12月19日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人新潟トラウマ治療協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、トラウマ体験を抱える人々に対して、その心理的健康を回復し、社会生活において自立した生活を送ることができるよう支援することに関する事業を行い、全ての人々にトラウマケアを提供する社会を実現することを目的とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) トラウマ治療・トラウマケアに関する講演会、研修会などの企画運営事業
- (2) トラウマ治療・トラウマケアの周知、普及、広報、キャンペーン活動事業
- (3) トラウマ治療・トラウマケアを受けたいが金銭的余裕のない人の同定

事業

- (4) 金銭的余裕のない人へのトラウマ治療・トラウマケア事業
- (5) トラウマ治療及びトラウマケアに関する研究事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会は正会員が会場に参集するほか、IT・ネットワーク技術(W e b

会議)を活用し開催することができる。

- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及び前項に規定する開催方法を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決

委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、または、記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会は会場に参集するほか、IT・ネットワーク技術（Web会議）を活用し開催することができる。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及び前項に規定する開催方法を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、または、記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 杉本 篤言

理事 黒澤 淳

理事 鈴木 雄太郎

理事 須貝 拓朗

理事 江川 純

理事 吉永 清宏

監事 遠藤 文雄

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年2月28日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員 0円
賛助会員 0円
 - (2) 年会費 正会員 1,000円
賛助会員 0円

(法第 10 条第 1 項第 2 号イ関係)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人新潟トラウマ治療協会

役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	すぎもと あつのり 杉本 篤言		無
理事	くろさわ じゅん 黒澤 淳 (名和 淳)		無
理事	すずき ゆうたろう 鈴木 雄太郎		無
理事	すがい たくろう 須貝 拓朗		無
理事	えがわ じゅん 江川 純		無
理事	よしなが きよひろ 吉永 清宏		無
監事	えんどう ふみ お 遠藤 文雄		無

(法第 10 条第 1 項第 3 号関係)

社員のうち 10 人以上の者の名簿

特定非営利活動法人新潟トラウマ治療協会

氏 名	住 所 又 は 居 所
杉本 篤言	
黒澤 淳 (名和 淳)	
鈴木 雄太郎	
須貝 拓朗	
江川 純	
吉永 清宏	
遠藤 文雄	
渡邊 眞理子	
杉本 愛	
杉本 遼	
鶴岡 慧子	

理事の職務権限規程

特定非営利活動法人新潟トラウマ治療協会

当協会では、理事間の具体的な職務分担を下記の通り規定する。

役職名	フリガナ 氏 名	職務	報酬の有無
理事長	すぎもと あつのり 杉本 篤言	トラウマ治療・トラウマケアを受けたいが金銭的余裕のない人の同定事業 トラウマ治療・トラウマケアの周知，普及， 広報，キャンペーン活動事業	無
理事	くろさわ じゅん 黒澤 淳 (名和 淳)	金銭的余裕のない人へのトラウマ治療・トラウマケア事業 トラウマ治療・トラウマケアに関する講演会，研修会などの企画運営事業	無
理事	すずき ゆうたろう 鈴木 雄太郎	トラウマ治療・トラウマケアに関する講演会，研修会などの企画運営事業	無
理事	すがい たくろう 須貝 拓朗	トラウマ治療・トラウマケアに関する講演会，研修会などの企画運営事業	無
理事	えがわ じゅん 江川 純	トラウマ治療及びトラウマケアに関する研究事業	無
理事	よしなが きよひろ 吉永 清宏	トラウマ治療及びトラウマケアに関する研究事業	無
監事	えんどう ふみ お 遠藤 文雄	理事の業務執行の状況および法人の財産の状況の監査	無

現在事項全部証明書

新潟県新潟市中央区花園一丁目4番6号
特定非営利活動法人新潟トラウマ治療協会

会社法人等番号	1100-05-017043
名 称	特定非営利活動法人新潟トラウマ治療協会
主たる事務所	新潟県新潟市中央区花園一丁目4番6号
法人成立の年月日	令和6年1月16日
目的等	目的及び業務 この法人は、トラウマ体験を抱える人々に対して、その心理的健康を回復し、社会生活において自立した生活を送ることができるよう支援することに関する事業を行い、全ての人々にトラウマケアを提供する社会を実現することを目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 社会教育の推進を図る活動 3 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 4 子どもの健全育成を図る活動 5 科学技術の振興を図る活動 この法人は、その目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 1 トラウマ治療・トラウマケアに関する講演会、研修会などの企画運営事業 2 トラウマ治療・トラウマケアの周知、普及、広報、キャンペーン活動事業 3 トラウマ治療・トラウマケアを受けたいが金銭的余裕のない人の同定事業 4 金銭的余裕のない人へのトラウマ治療・トラウマケア事業 5 トラウマ治療及びトラウマケアに関する研究事業 6 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
役員に関する事項	理事 杉 本 篤 言



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6 年 7 月 12 日
新潟県地方務局
登記官

山 崎 英 樹



2023 年度事業報告書

特定非営利活動法人 新潟トラウマ治療協会

1 事業の成果

トラウマ治療に関する講演会・研修会事業として、2024 年 3 月 23 日に、創立記念講演会を行った。同後援会では杉山登志郎先生をお招きし「トラウマ治療のこれから」の題でお話頂いた。会場参加者 101 名、オンライン参加者 205 名、計 306 名の参加者があり、参加者のトラウマ治療に関する知識が深まった。トラウマ治療に関する普及、広報事業としては、カウンセリングオフィス VISION（合同会社 F.I.W.）に委託し、SNS（X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram）に「#すべての人にトラウマケアを」を含む投稿を延べ約 450 回投稿し、3 媒体合計で約 300 名のフォロワーにトラウマ治療に関する普及・広報がなされた。また創立記念講演会のアーカイブ動画を希望者 225 名に配信し、視聴者のトラウマ治療に対する理解が深まった。金銭的余裕のない要治療者の同定事業として、トラウマ治療費補助希望者から既定の審査書類を送ってもらい審査を行った。3 名の希望者があり、3 名とも補助対象者と認められた。これら補助対象者は今後、金銭的余裕のない者へのトラウマ治療事業の対象となる。

2023 年度は、金銭的余裕のない者へのトラウマ治療事業、トラウマ治療に関する研究事業、その他の事業は行わなかった。

2 事業実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

（単位：千円）

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者数	受益対象者の範囲及び人数	支出額
トラウマ治療に関する講演会・研修会事業	創立記念講演会を行った。	2023 年 3 月 23 日（土）	新潟医療人育成センター	12	会場参加者 101 名・オンライン参加者 205 名	
トラウマ治療に関する普及、広報事業	SNS による普及・広報活動 / 創立記念講演会のアーカイブ動画配信。	2024/1/15～3/31	インターネット上	2	SNS フォロワー約 300 名・動画視聴者 225 名	0 円
金銭的余裕のない要治療者の同定事業	トラウマ治療費補助希望者から審査書類を送ってもらい審査を行う	2024/3/1～3/31	協会内	1	審査希望者 3 名（全員補助対象認定）	0 円

(2) その他の事業

(単位:千円)

事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者数	支出額
なし	なし	なし	なし	なし	なし

(法第28条第 1 項「前事業年度の計算書類（活動計算書）」)

令和5年度 活動計算書

令和6年1月16日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人新潟トラウマ治療協会

(単位：円)

科目		金額	
I 経常収益			
1.受取会費	0	0	
2.受取寄附金 受取寄附金	132,078	132,078	
3.受取助成金等	0	0	
4.事業収益	0	0	
5.その他収益 受取利息	4	4	
経常収益計			132,082
II 経常費用			
1.事業費			
（1）人件費	0		
人件費計	0		
（2）その他経費			
諸謝金	50,000		
旅費交通費	64,730		
印刷製本費	166,000		
その他経費計	280,730		
事業費計		280,730	
2.管理費			
（1）人件費	0		
人件費計	0		
（2）その他経費			
旅費交通費	1,210		
消耗品費	57,591		
支払手数料	154,500		
雑費	300		
その他経費計	213,601		
管理費計		213,601	
経常費用計			494,331
当期経常増減額			-362,249
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			-362,249
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-362,249

※ 今年度はその他の事業を実施していません。